六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき継続契約の共済限度額又は単位共済限度額の上限金額及び下限金額の算出の方法を定める等の件の一部を改正する件　二八70　二〇七

八三一　漁業災害補償法第百十条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める共済金額の最高限度を定める等の件を廃止する件　二八70　二〇七

八三二　素材の日本農林規格を確認する件　二八70　二〇七

八三三　有機農産物の日本農林規格の一部を改正する件　二八70　二〇七

八三四　有機加工食品の日本農林規格の一部を改正する件　二八70　二〇七

八三五　有機飼料の日本農林規格の一部を改正する件　二八70　二〇八

八三六　有機畜産物の日本農林規格の一部を改正する件　二八70　二〇八

八三七　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第十条第一号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材の一部を改正する件　二八70　二〇八

八三八　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第四十条第四号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材の一部を改正する件　二八70　二〇八

八三九　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第十条第二号の飲食料品に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件　二八70　二〇八

八四〇　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第四十条第四号の有機農産物加工食品に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件　二八70　二〇八

八四一　農業協同組合法施行規程及び水産業協同組合法施行規程の一部を改正する件　二八70　二〇八

八四二　粗糖の平均輸入価格等を定めた件　二九　八

八四三　農業協同組合法施行規則第二百七条第二項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が別に定める事項を定める件　二九72　八一

八四四　肥料の登録の有効期間を更新した件　二九72　八一

八四五　生産業者の名称又は住所の変更に係る届出があった件　二九72　八四

八四六　肥料の登録が失効した件　二九72　八五

八四七　出願公表後に名称変更がなされた件　二九72　八五

八四八　協同農業普及事業の運営に関する指針の一部を改正する件　二九72　八五

八四九　動物用抗生物質医薬品基準の一部を改正する件　二九72　八六

八五〇　動物医薬品検査所標準製剤等配布規程の一部を改正する件　二九72　八六

八五一　平成二十四年度の指定食肉の安定価格を定めた件　三〇　五

八五二　平成二十四年度の肉用子牛の保証基準価格を定めた件　三〇　六

八五三　肉用子牛の合理化目標価格を定めた件　三〇　六

八五四　平成二十四年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めた件　三〇　六

八五五　漁港管理者の変更の届出があった件　三〇74　二七

八五六　中型さけ・ます流し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件　三〇74　二七

八五七　独立行政法人農業者年金基金法施行令第一条第二項の農林水産大臣が定める予定利率等を定める件の一部を改正する件　三〇74　二七

八五八　森林法施行令第九条に基づき、農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件の一部を改正する件　三〇74　二七

八五九　森林法施行規則第三十四条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、農林水産大臣の指定する教育機関を指定する件の一部を改正する件　三〇74　二七

八六〇　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第九条の農林水産大臣が定める規格及び同令第十一条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件の一部を改正する件　三〇74　二七

八六一　農産物規格規程の一部を改正する件　三〇74　二六〇

八六二　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四条の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件　三一　特10　四七

○農林水産省、環境省

一　霧島錦江湾国立公園における生態系維持回復事業計画の策定に係る件　一六59　二一

二　屋久島国立公園における生態系維持回復事業計画の策定に係る件　一六59　二一

○経済産業省

三一　非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準の一部を改正する件　一　八

三三　小規模企業者等設備導入資金助成法第十二条第一項の規定に基づく小規模企業者等設備導入資金貸付事業に関する事業計画作成の基準を廃止する件　一46　三三

三四　小規模企業者等設備導入資金助成法施行令第一条第二項の規定に基づき、経済産業大臣が定める金融機関等の一部を改正する件　一46　三三